

教第98号議案

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令の件
神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成29年3月30日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令

(神戸市教育委員会辞令式の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会辞令式(平成21年3月教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第14号ウの次に次のように加える。

エ 降給

(ア) 降格

職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3第1項第○号の規定により降格する

○○職○級○号給を給する

(イ) 降号

職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3第2項の規定により降号する

○○職○級○号給を給する

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

理 由

「神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則」を改正するため。

(現 行)

(改 正 案)

(辞令の文例)

第4条 辞令の例文は、次のとおりとする。

(1) ～ (13) 略

(14) 分限

ア～ウ 略

(15) , (16) 略

2 略

エ 降給

(ア) 降格

職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3第1項第○号の規定により降格する

○○職○級○号給を給する

(イ) 降号

職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3第2項の規定により降号する

○○職○級○号給を給する